

広島市立学校通学区域審議会の公開に関する取扱要領

平成 14 年 10 月 30 日

広島市立学校通学区域審議会

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市立学校通学区域審議会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 広島市立学校通学区域審議会の会議は、これを公開し、本要領に基づき何人も会議を傍聴できるものとする。

(会議開催の周知)

第3条 教育委員会学事課は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により周知するものとする。

- (1) 教育委員会学事課窓口への備え付け
- (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載
- (4) 広島市市政記者クラブへの情報提供

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は10名とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危惧を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯または着用している者

- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げまたは他人の迷惑となる行為をしないこと
(3) 飲食または喫煙しないこと
(4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
(5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合を除く
(6) その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるようなことをしないこと
(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反し、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録の作成及び閲覧)

第9条 教育委員会学事課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
(2) 開催日時・場所
(3) 出席委員氏名
(4) 議題
(5) 公開・非公開の別
(6) 傍聴人の人数
(7) 会議資料名
(8) 会議の要旨

2 教育委員会学事課は、作成した会議要旨の内容に正確を期するため、委員長の確認を得るものとする。

3 教育委員会学事課は、作成した会議要旨を、教育委員会学事課窓口及び広島市公文書館の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。